

中央区小規模事業者登録実施要綱

平成18年2月15日

17中総経第211号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区の区域内（以下「区内」という。）の中小企業を対象とした事業者の登録（以下「事業者登録」という。）を行い、中央区が発注する建設工事等の請負、物品の買入れ、委託等の契約のうち小額で簡易な契約について、これを活用することにより、区内中小企業者の受注機会を拡大し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業者登録ができる者の要件)

第2条 事業者登録を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 区内に本社の法人登記がある法人事業者（以下「法人事業者」という。）、区内に住民登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）又は当該法人事業者若しくは個人事業者で構成される組合（以下「組合」という。）
- 二 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- 三 中央区競争入札参加資格有資格者以外の者

(事業者登録ができない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録を行うことができない。

- 一 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者に該当するとき。
- 二 登録、免許、許可等(以下「許可等」という。)が必要な事業を行う法人事業者又は個人事業者(以下「特定事業者」という。)が当該許可等を受けていないとき。

(登録の申請方法)

第4条 登録希望者は、別記第1号様式による中央区小規模事業者登録申請書（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付の上、区長に提出しなければならない。

- 一 法人事業者 登記簿謄本
- 二 個人事業者 住民票（商号を用いる場合にあっては、商号登記簿謄本）
- 三 組合 次に掲げる書類
 - ア 規約又は約款
 - イ 構成員名簿
 - ウ 構成員全員の登記簿謄本若しくは商号登記簿謄本又は住民票
- 四 特定事業者 許可等を受けたことを証する書類の写し

2 登録希望者が前項に規定する申請（以下「申請」という。）をすることができる業種は、別表第1及び別表第2に掲げる業種とする。この場合において、申請することができる業種数の上限は、別表第1に掲げる業種から5業種及び別表第2に掲げる業種から5業種とする。

(名簿への登録等)

第5条 区長は、申請があったときは、登録申請書及び添付書類の内容を審査の上、中央区小規模事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。

2 登録名簿へ登録する時期は、申請の審査が完了した日の属する月の翌月1日とする。

3 区長は、審査の結果、登録希望者が事業者登録をすることができる条件を欠いているときは、理由を付して当該登録希望者に通知する。

（登録事業者の取扱い）

第6条 区長は、次条の契約に係る業者の選定に際し、前条第1項の規定により登録名簿に記載された法人事業者、個人事業者及び組合（以下「登録事業者」という。）に対し、優先的に見積りに参加させ、及び受注の機会を与えるよう努めるものとする。ただし、中央区競争入札参加有資格者であって、第2条第1号及び第2号のいずれにも該当するものは、登録事業者と同等に取り扱うものとする。

（対象となる契約）

第7条 区長が登録事業者と締結することができる契約の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の随意契約によるものとする。

（変更の届出）

第8条 登録事業者は、登録内容に変更があった場合は、速やかに別記第2号様式による中央区小規模事業者登録変更届により届出をしなければならない。

（登録の抹消）

第9条 登録事業者は、第2条に規定する登録要件（以下「登録要件」という。）に該当しなくなった場合又は登録の抹消を希望する場合は、速やかに別記第3号様式による中央区小規模事業者登録抹消届（以下「抹消届」という。）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該登録事業者の事業者登録を抹消するものとする。

一 抹消届が提出されたとき。

二 登録要件を満たさなくなったと区長が認めるとき。

三 第3条各号のいずれかに該当する者であると区長が認めるとき。

3 登録事業者が前項第二号又は第三号に該当することを理由として事業者登録を抹消するときは、区長は理由を付して当該登録事業者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業者登録に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の中央区小規模事業者登録実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第8条の登録の有効期間内にある改正前の要綱第1条に規定する事業者登録は、この要綱による改正後の中央区小規模事業者登録実施要綱第5条第1項の規定により登録されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区小規模事業者登録実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表第1(第4条関係)

登録業種一覧(工事)

業種番号	種目名	業種番号	種目名
01	道路舗装工事	72	冷凍・冷蔵庫工事
06	一般土木工事	74	道路標識設置
07	建築工事	75	道路標示塗装
08	電気工事	76	ガードレール
09	給排水衛生工事	77	モルタル吹付け
10	空調工事	78	植生
27	造園	79	運動器具設置
28	運動場施設	80	テレビ共聴工事
29	コンクリートプレハブ	81	防音壁・しゃ音壁
32	消火設備	82	舞台装置
33	電話・通信	87	PCタンク
34	拡声装置	91	すべり止め舗装
35	畳	92	樹脂塗装
36	内装仕上	93	陸上信号機
37	一般塗装	95	鉄鋼加工
38	橋りょう塗装	9907	電源設備
39	防水	9908	発電設備
47	ボイラー	9909	電気防食
50	地中線	9910	給湯器・浴槽設備工事
63	機械器具設置	9911	床仕上
64	屋根	9914	飛散防止工事
66	金網さく	9915	ろ過層処理
67	板金	9917	厨房
68	サッシュ	9920	石工事
69	シャッター	9923	自動ドア装置
70	起重機	9933	タイル工事

別表第2(第4条関係)
登録業種一覧(物品)

業種番号(営業種目)		種目番号・種目名	業種番号(営業種目)	種目番号・種目名
001	文房具事務用品・図書	01文房具 02上質紙・中質紙・更紙 03感光紙 04PPC用紙 05ノーカーボン紙 06乗車券用紙(感熱式、磁気式、磁気カード) 07封筒 08和洋紙製品 09印章・ゴム印 10製図用品 11書籍・雑誌 12地図 13卓上事務機器(電卓等) 99その他	090	その他の物品
002	事務機器・情報処理用機器	01 シュレッター 02 マイクロリーダー 03 複写機 04 軽印刷機 05 電子計算機(パソコン、オフコン等) 06 ネットワーク機器 07 ストックフォーム 08 ストレージ用メディア 09 レーザープリンタ用トナーカートリッジ 10 パッケージソフトウェア 99 その他	101	印刷
003	学校教材・運動用品・楽器	01 教材 02 教育機器 03 理科実験機器 04 実習用機器 05 視聴覚教育機器 06 教材用映画フィルム 07 保健室用品 08 保育用教材 09 運動用品 10 運動器具 11 運動衣(運動帽を含む) 12 運動靴 13 武道具 14 洋楽器 15 和楽器 16 楽譜 17 音楽CD・レコード 99 その他	102	複写業務
004	什器・家具	01 鋼製什器 02 木製什器 03 家具・ベッド(医療用を除く) 04 図書館用什器 05移動棚 06カルテ管理システム 07 調剤台 08 実験・実習用什器 99 その他	103	建物清掃
005	荒物雑貨	01 家庭金物類 02 清掃用具・用品 03 石鹸・洗剤 04 ワックス類 05 食器類(磁器・ガラス器・漆器類) 06 トイレ用ペーパー 07 紙・繊維製雑貨類 08 建築金物 09 大工道具・工具 10 塗料 11 仮設資材 99 その他	104	電気・暖冷房等設備保守
007	繊維・ゴム・皮革製品	01 制服・事務服 02 作業服 03 防寒衣・外とう 04 白衣 05 雨衣 06 肌着 07 ネクタイ 08 手袋 09 作業用手袋 10 靴下 11 布団・毛布・敷布 12 帽子(運動帽を除く) 13 革靴 14 作業靴・安全靴 15 ゴム長靴 16 地下足袋 17 病院用シューズ 18 カバン 99 その他	105	警備・受付等
008	室内装飾品等	01 じゅうたん・カーテン・ブラインド 02 簡易間仕切り 03 緞帳・暗幕 04 天幕 05 旗・のぼり・たれ幕 06 郵袋 07 腕章 08 選挙用品 99 その他	114	運搬請負
009	家電・カメラ・厨房機器等	01 一般家庭用電化製品 02 時計・貴金属 03 写真機・写真材料 04 撮影機・映写機 05 流し台・調理台 06 厨房用調理機器 07 厨房用食器洗浄・消毒機器 08 厨房用冷凍・冷蔵関係 09 給湯関係機器 10 風呂釜等浴槽関係機械器具 99 その他	116	ビデオ・スライド製作
010	自動車・自転車	01 乗用車 02 貨物車 03 軽自動車 04 バス 05 特殊車(フォークリフト等) 06 電気自動車等 07 特殊用途自動車(ごみ収集車、ポンプ車等) 08 二輪車 09 原付自転車 10 自転車 11 自動車架装 12 自動車部品 13 排気ガス浄化装置 14 車検整備・分解整備 99 その他	120	催事関係業務
011	燃料・ガス・油脂	01 ガソリン 02 灯油 03 軽油 04 重油 05 潤滑油 06 LPガス 99 その他	121	情報処理業務
020	医薬品・衛生材料・介護用品	01 医療用薬品 02 家庭薬 03 ワクチン 04 医療用酸素 05 笑気ガス 06 血清 07 培地 08 検査試薬 09 X線フィルム 10 脱脂綿・ガーゼ・包帯 11 歯科材料 12 紙オムツ 13 車いす 14 医療・介護用ベッド 15 介護用品 99 その他	128	クリーニング
024	標識・看板等	01 道路標識 02 鉄道標識 03 カーブミラー 04 電照式標識 05 バリケード 06 保安灯 07 看板・掲示板 08 黒板 09 模型 10 展示品 11 サイン計画 99 その他	131	賃貸業務
026	警察・消防・防災用品	01 拳銃ケース 02 警棒 03 帯革 04 手錠・捕縄 05 鑑識用機械器材 06 防犯板 07 消防用ホース 08 消防ポンプ 09 避難器具 10 救助器具 11 防火服 12 保護具(各種ヘルメットを含む) 13 化学消火薬剤 14 消火器 15 防災用品 16 災害用備蓄食糧 99 その他	190	その他の業務委託等
027	造園資材	01 種苗 02 樹木 03 芝 04 草花 05 用土肥料 06 造園石材 99 その他		
				01 ガラス 02 ダンボール箱 03 フィルム(防災・省エネ用) 04 畳 05 生ごみ処理装置 06 バッジ・カップ 07 木材 08 動物 09 飼料 99 その他
				01 オフセット(一般) 02 オフセット(新聞・タブロイド) 03 フォーム(OCR・OMR伝票) 04 フォーム(その他) 05 グラビア 06 シール・ラベル 07 スクリーン 08 ナンバリング 09 カーボン 10 DTP・デザイン 11 印刷物の企画・編集 99 その他
				01 青写真 02 コピー 03 マイクロ写真 04 DPE 05 光ディスク 99 その他
				01 一般清掃 02 病院清掃 03 室内環境測定 99 その他
				01 電気 02 暖冷房・空調設備 03 火災報知器 04 共同溝保守 05 道路トンネル付帯設備保守 06 エレベーター 07 エスカレーター 08 消火設備 09 街灯 10 屋外照明灯 11 信号機 99 その他
				01 施設警備 02 機械警備 03 その他警備 04 受付 05 電話交換 06 エレベーター運転 07 ブール管理 99 その他
				01 事務所移転 02 美術品 03 土砂等 04 一般貨物輸送 05 海上輸送 06 保管 07 一般旅客自動車運送事業 08 特定旅客自動車運送事業 99 その他
				01 ビデオ 02 スライド 03 写真撮影 99 その他
				01 催事の企画から会場設営まで 02 会場設営・展示業務 03 舞台操作等 99 その他
				01 データ入力 02 システム開発 99 その他
				01 寝具 02 白衣・手術衣 03 作業衣 04 おむつ 05 ふとん丸洗い 06 防炎加工 07 寝具乾燥 99 その他
				01 医療機械 02 電子計算機リース 03 電子計算機レンタル 04 複写機 05 ファクシミリ 06 自動車 07 寝具・おむつ 08 仮設ハウス・トイレ 09 樹木 99 その他
				01 旅行 02 発送代行 03 翻訳・通訳 04 速記 05 自動車運転代行 06 動物飼育 07 運動場整備 08 デザイン(印刷物を除く) 09 真空包装 10 海上業務・土砂処分監理業務 11 検針業務 12 放射線計測等業務(人体) 13 図書等整理業務 14 ごみ処理施設運転等業務 15 高圧ガス容器保守委託 21 労働者派遣(一般) 22 労働者派遣(特定) 99 その他